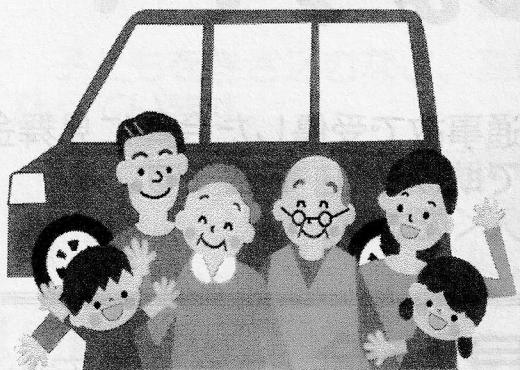


甲府市交通災害共済は 年間1人500円で加入できる助け合い制度です



交通事故は自分が注意していても、いつどこで巻き込まれるかわかりません。

もちろん事故に遭わないことが一番ですが、万が一事故だけがをしてしまった場合、交通災害共済に加入していれば共済見舞金の請求ができます。

等級	災害の程度	見舞金額
1	事故により死亡した場合	1,000,000円
2	事故のけがにより身体障害者手帳の 1級又は2級を取得した場合	400,000円
3	事故のけがにより身体障害者手帳の 3級又は4級を取得した場合	200,000円
4	治療実日数 180日以上の傷害を受けた場合	8~19万円
5	治療実日数 150日以上の傷害を受けた場合	7~16万円
6	治療実日数 120日以上の傷害を受けた場合	6~13万円
7	治療実日数 90日以上の傷害を受けた場合	5~10万円
8	治療実日数 60日以上の傷害を受けた場合	4~7万円
9	治療実日数 30日以上の傷害を受けた場合	28,000円 ~ 45,000円
10	治療実日数 15日以上の傷害を受けた場合	25,000円
11	治療実日数 7日以上の傷害を受けた場合	22,000円
12	治療実日数 7日未満の傷害を受けた場合	20,000円

※治療実日数は、通院した日数及び入院した日数の合計です。

見舞金の請求期間は、交通事故が発生したときから2年以内です。
詳細については、お問い合わせください。

お問い合わせ先

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
市民部 総務課 交通安全係 055-237-5303